

## 聴覚言語障がい支援部会の運営に関する規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、城陽市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成26年9月29日条例第15号）第6条の規定に基づき城陽市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に設置する聴覚言語障がい支援部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (担任する事務)

第2条 部会が担任する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 聴覚障がいについて、意思疎通支援の在り方、制度、支援者の高齢化問題等の課題を検討すること。
- (2) 災害時における問題について検討すること。
- (3) 難聴者の様々な課題を整理すること、特に身体障害者手帳に該当しない難聴者が不便な生活を強いられないように検討し啓発していくこと。
- (4) その他部会長が必要と認めること。

### (構成員の資格)

第3条 部会の構成員と認める者は、別表に掲げる事業所等に所属している者とする。

### (部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、構成員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 4 部会には、副部会長を置くことができる。
- 5 副部会長は、構成員のうちから部会長が選任する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長及び副部会長の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。再任をさまたげない。
- 8 構成員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。再任をさまたげない。

### (部会の会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会の会議の開催頻度は、年度に4回以上とする。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を部会の会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、部会内において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年(2017年) 4月 1日から施行する。

別表 (第3条関係)

| 構成員の資格   |
|----------|
| 相談支援事業所  |
| ボランティア団体 |
| 支援者団体    |
| 当事者団体    |
| 医療機関     |
| 教育機関     |
| 障がい福祉主管課 |